

令和3年度 市・県民税に係る税制改正について

① 給与所得控除の見直し

給与の収入金額		給与所得の金額
1円以上	550,999円以下	0円＝所得金額
551,000円以上	1,618,999円以下	収入－550,000円＝所得金額
1,619,000円以上	1,619,999円以下	収入－1,069,000円＝所得金額
1,620,000円以上	1,621,999円以下	収入－1,070,000円＝所得金額
1,622,000円以上	1,623,999円以下	収入－1,072,000円＝所得金額
1,624,000円以上	1,627,999円以下	収入－1,074,000円＝所得金額
1,628,000円以上	1,799,999円以下	収入÷4(千円未満切捨て)＝ A A ×2.4+100,000円＝所得金額
1,800,000円以上	3,599,999円以下	収入÷4(千円未満切捨て)＝ A A ×2.8－80,000円＝所得金額
3,600,000円以上	6,599,999円以下	収入÷4(千円未満切捨て)＝ A A ×3.2－440,000円＝所得金額
6,600,000円以上	8,499,999円以下	収入×90%－1,100,000円＝所得金額
8,500,000円以上		収入－1,950,000円＝所得金額

② 公的年金等控除の見直し

- 控除額を一律**10万円**引き下げる。(下表A)
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、**195万5千円の上限**を設ける。
- 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額は上記1及び2の見直し後の控除額(下表A)から**さらに一律10万円**引き下げる。
- 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額は上記1及び2の見直し後の控除額(下表A)から**さらに一律20万円**引き下げる。

A 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が1,000万円以下の場合

65歳以上		65歳未満	
収入金額	所得金額	収入金額	所得金額
330万円以下	収入－1,100,000円	130万円以下	収入－600,000円
330万円超～410万円以下	収入×75%－275,000円	130万円超～410万円以下	収入×75%－275,000円
410万円超～770万円以下	収入×85%－685,000円	410万円超～770万円以下	収入×85%－685,000円
770万円超～1,000万円以下	収入×95%－1,455,000円	770万円超～1,000万円以下	収入×95%－1,455,000円
1,000万円超	収入－1,955,000円	1,000万円超	収入－1,955,000円

③ 基礎控除の見直し

- 控除額を一律**10万円**引き上げる。
- 所得金額が2,400万円を超える納税義務者については合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととする。

合計所得金額	基礎控除額(所得税)	基礎控除額(住民税)
2,400万円以下	480,000円	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	320,000円	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	160,000円	150,000円
2,500万円超	0円	0円

④ 未婚のひとり親及び寡婦(寡夫)控除の見直し

- ひとり親控除(新設)
 - 総所得金額等から**所得税35万円(住民税30万円)**を控除する。
 - 対象者：下記のA～Cすべてを満たす人
 - Aその人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
 - B生計を一にする子がいること(総所得金額等が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)。
 - C合計所得金額が500万円以下であること。

- 寡婦控除(改正)
 - 特別寡婦の廃止。控除額は**所得税27万円(住民税26万円)**で一本化。
 - これまでの特別寡婦及び寡夫はひとり親控除としてまとめられる。
 - 所得制限の追加(合計所得金額が500万円以下)。

寡婦、ひとり親控除改正後

区分	寡婦 (旧寡婦の一部を除く)		ひとり親 (旧寡婦の一部・寡夫)	未婚のひとり親
	離婚	死別・生死不明	死別・離婚・生死不明	
扶養親族の有無	扶養親族を有する	有無を問わない	生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下のものを有する	
所得制限	合計所得金額が500万円以下			
控除額	所得税27万円(住民税26万円)		所得税35万円(住民税30万円)	
新名称	寡婦控除		ひとり親控除	

⑤ ①～④の関連項目

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件を**48万円以下**(改正前:38万円以下)に引き上げる。
※給与収入のみの場合は103万円に変更なし
- 配偶者特別控除の配偶者の合計所得要件を**48万円超133万円以下**(改正前:38万円超123万円以下)とし、控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ**10万円**引き上げる。
- 勤労学生の合計所得金額要件を**75万円以下**(改正前:65万円以下)に引き上げる。
- 障害者、未成年、寡婦・ひとり親の市・県民税の非課税基準 **135万円以下**(改正前:125万円以下)に引き上げる。

⑥ 所得金額調整控除の新設

	対象者	要件	控除額
1	給与の収入金額が850万円超 ※年末調整における適用も可	・本人が特別障害者であること ・年齢23歳未満の扶養親族を有すること ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有すること ※上記のいずれかに該当すること	(給与収入金額－850万円)×10% ※控除限度額15万円 上記の控除額を給与所得金額から控除する

	対象者	要件	控除額
2	給与所得(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)の双方を有する人	A+Bの合計額が10万円超	(A+B)－10万円 ※控除限度額10万円 上記の控除額を給与所得金額から控除する

⑦ その他(詳細につきましては国税庁のホームページをご覧ください)

- 青色申告特別控除の見直し
- 特定支出控除の対象範囲の拡大
- 住宅借入金等特別控除の適用要件
- 家内労働者等の所得計算の特例の最低保障額の見直し
- 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除



国税庁ホームページ